

# 経営革新等支援機関の認定を受けた私達にできること

## (1) 制度設立の背景と経営革新等支援機関（認定支援機関）の概要

近年、中小企業の経営課題は多様化・複雑化してきており、そのため財務及び会計等の専門的知識を有する者（税理士等）による支援事業を通じ、課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い、中小企業の経営を強化することが急務となっております。

そこで、中小企業の経営力の強化を図るため、税理士等の中小企業の支援事業を行う者を認定し（認定支援機関という）、中小企業基盤整備機構による様々なツールを活用した支援などその活動を後押しするための措置が講じられました。

## (2) 認定支援機関の具体的な役割

認定支援機関は、経営課題をかかえる中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現いたします。具体的には以下の5つが主な役割として求められています。

1. 企業に密着したきめ細かな経営相談
2. 経営改善計画等の策定、中小企業の成長力の促進
3. 支援案件の進捗状況管理、フォローアップの実施等
4. 認定支援機関同士のネットワーク構築等
5. 中小企業会計要領等による信頼性のある計算書類の作成・活用の推奨

## (3) 税制などにおける認定支援機関を利用するメリット

認定支援機関をご利用いただく事で様々なメリットがあります。

1. 「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」を利用し、一定の設備の購入について特別償却または税額控除が認められます。
2. 金融機関、認定支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料率を一般保証の保証料率から最大 0.2% 引下げができます。
3. 認定支援機関の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、その策定支援に要する費用の総額の 2/3（上限 200 万円）までを、経営改善支援センターより補助金を受けることができます。